

○経済産業省令第三十三号

生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項及び第五十三条の規定に基づき、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則を次のように定める。

平成三十年六月五日

経済産業大臣 世耕 弘成

経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則

（先端設備等の要件）

第一条 生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第三十六条第一項の早急に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定める設備等は、直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するものであって、次の表に掲げる指定設備に該当するものとする。

| | |
|-----------|----------------|
| 指定設備 | |
| 減価償却資産の種類 | 対象となるものの用途又は細目 |
| 機械及び装置 | 全ての指定設備 |

| | |
|--------|-------------------------------|
| 器具及び備品 | 全ての指定設備 |
| 工具 | 測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。） |
| 建物附属設備 | 全ての指定設備 |
| ソフトウェア | 全ての指定設備 |

2 前項の設備等のうち、中小企業者の生産性の向上に特に不可欠な設備等は、次の表の上欄に掲げる指定設備であつて、次の各号に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウェア（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。）である場合及び第二号の比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、第一号に掲げる要件に限る。）にも該当するものとする。

一 当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するものであること。

二 当該指定設備が、その属する型式区分（同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。）に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式

区分（当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

| 指定設備 | 減価償却資産の種類 | 対象となるものの用途又は細目 | 販売が開始された時期に係る要件 |
|---------|--------------------------------------|--|-----------------|
| 機械及び装置 | 全ての指定設備 | 当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。以下この表において同じ。）開始の日以後の日であること。 | 器具及び備品 |
| 全ての指定設備 | 当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日 | | |

| | | | |
|-----------------------------------|---|--|---|
| | 工具 | 建物附属設備 | ソフトウェア |
| | 測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。） | 全ての指定設備 | 全ての指定設備 |
| <p>の六年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。</p> | <p>当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の五年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。</p> | <p>当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。</p> | <p>当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の五年前の日の属する年度開始の日以後</p> |

の日であること。

(導入促進基本計画の協議)

第二条 法第三十七条第一項の規定により導入促進基本計画の同意を得ようとする市町村の長は、様式第一による協議書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

(導入促進基本計画の変更の協議)

第三条 法第三十八条第一項の規定により導入促進基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村の長は、様式第二による変更協議書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

(先端設備等導入計画の認定の申請)

第四条 法第四十条第一項の規定により先端設備等導入計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第三による申請書一通をその導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村の長（以下この条及び次条において単に「特定市町村の長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書（第四項において「申請書」という。）には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。

3 第一項の中小企業者が第一条第二項に規定する先端設備等を取得する場合においては、あらかじめ、様式第四による誓約書及び第一条第二項に規定する要件に該当することを証する書類を添付して、これを特定市町村の長に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

4 特定市町村の長は、申請書、第二項及び前項の書類並びに前項の誓約書のほか、導入促進指針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

(先端設備等導入計画の変更に係る認定の申請)

第五条 法第四十一条第一項の規定により先端設備等導入計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第五による申請書一通を特定市町村の長に提出しなければならない。

2 前項の申請書(次項において「申請書」という。)には、当該先端設備等導入計画に従って行われる先端設備等導入に係る事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 申請書には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。

4 第一項の中小企業者が取得する先端設備等を変更しようとする場合であつて、その変更後の先端設備等が第一条第二項に規定するものであるときは、あらかじめ、様式第六による誓約書及び第一条第二項に規定する要件に該当することを証する書類を特定市町村の長に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(権限の委任)

第六条 法第三十七条第一項、同条第三項(第三十八条第五項において準用する場合を含む。)、第三十八条第一項から第四項まで、第四十条第五項(第四十一条第五項において準用する場合を含む。)、第四十条第四項及び第五十条第二項の規定による経済産業大臣の権限は、その導入する先端設備等の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

附 則

この省令は、生産性向上特別措置法の施行の日(平成三十年六月六日)から施行する。

様式第一（第2条関係）

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の協議書

年 月 日

殿

市町村長の氏名 ㊟

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

(2) 目標

(3) 労働生産性に関する目標

2 先端設備等の種類

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

(2) 対象業種・事業

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

様式第二（第3条関係）

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の変更協議書

年 月 日

殿

市町村長の氏名 ④

年 月 日付けで同意を得た導入促進基本計画について、下記について別紙のとおり変更したいので、生産性向上特別措置法第38条第1項の規定に基づき協議します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

(2) 目標

(3) 労働生産性に関する目標

2 先端設備等の種類

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

(2) 対象業種・事業

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

様式第三（第4条関係）

先端設備等導入計画に係る認定申請書

年 月 日

殿

住 所 〒

名 称 及 び

代表者の氏名

㊟

生産性向上特別措置法第40条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

申請者は以下の要領に従って、先端設備等導入計画の必要事項を記載し、生産性向上特別措置法第40条第4項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で先端設備等導入計画を実施する場合には、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の先端設備等導入計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

1 名称等

正確に記載すること。ただし、法人番号については、個人事業主等、法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

「主たる事業」の欄には、日本標準産業分類の中分類を記載すること。

2 計画時期

3年間以上5年間以内として定めること。

3 現状認識

① 自社の事業概要

自社の事業の内容について、概要を記載すること。

② 自社の経営状況

自社の財務状況について、売上高増加率、営業利益率、労働生産性、自己資本比率その他の財務情報の数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載すること。

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

① 具体的な取組内容

導入する先端設備等や取組内容の概要について具体的に記載すること。

② 将来の展望

①の取組を通じた将来の経営状況の展望について具体的に記載すること。

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状及び計画終了時における労働生産性の目標を記載すること。

労働生産性は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものをを用いること。

5 先端設備等の種類及び導入時期

(1) 先端設備等導入計画に基づき取得する先端設備等について記載すること。

(2) 「所在地」の欄には、当該設備等が所在する（予定を含む）場所を都道府県名及び市町村（特別区を含む。）を含む住所を記載すること。

(3) 「設備等の種類」の欄には、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備並びにソフトウェアの減価償却資産の種類を記載すること。

(4) 「設備等の種類別小計」の欄には、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載すること。

(5) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

6 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 先端設備等導入に当たって必要な資金の額及びその使途・用途を記載すること。

(2) 同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

(3) 「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載すること。

(4) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

| 現状 (A) | 計画終了時の目標 (B) | 伸び率 (B - A) / A |
|-----------|-----------------|--------------------|
| 千円 | 千円 | % |

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

| | 設備名／型式 | 導入時期 | 所在地 |
|---|--------|------|-----|
| 1 | | 年 月 | |
| 2 | | 年 月 | |
| 3 | | 年 月 | |
| 4 | | 年 月 | |
| 5 | | 年 月 | |

| | 設備等の種類 | 単価 (千円) | 数量 | 金額 (千円) | 証明書等の 文書番号 |
|---|--------|------------|----|------------|---------------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |

| | 設備等の種類 | 数量 | 金額 (千円) |
|---------------|--------|----|---------|
| 設備等の種類別 小計 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | | |

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

| 使途・用途 | 資金調達方法 | 金額 (千円) |
|-------|--------|---------|
| | | |
| | | |
| | | |

様式第四（第4条関係）

先端設備等に係る誓約書

年 月 日

殿

住 所 〒

名 称 及 び

代表者の氏名

㊟

経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第4条第3項の規定に基づき、別紙の設備については、同規則第1条第2項に規定する要件に該当することを誓約します。また、当該要件に該当することを証する書類として別添のとおり提出します。

別 紙

<様式第三（第4条関係）別紙>

4 先端設備等導入の内容

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

| | 設備名／型式 | 導入時期 | 所在地 |
|---|--------|------|-----|
| 1 | | 年 月 | |
| 2 | | 年 月 | |
| 3 | | 年 月 | |
| 4 | | 年 月 | |
| 5 | | 年 月 | |

| | 設備等の種類 | 単価 (千円) | 数量 | 金額 (千円) | 証明書等の文書 番号 |
|---|--------|------------|----|------------|---------------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |

| | 設備等の種類 | 数量 | 金額 (千円) |
|---------------|--------|----|---------|
| 設備等の種類別 小計 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | | |

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第五（第5条関係）

先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

殿

住 所 〒

名 称 及 び

代表者の氏名

⑩

年 月 日付けで認定を受けた先端設備等導入計画について、下記について別紙のとおり変更したいので、生産性向上特別措置法第41条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別 紙

先端設備等導入計画

1 名称等

| | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 事業者の氏名又は名称 | |
| 2 | 代表者名（事業者が法人の場合） | |
| 3 | 法人番号 | |
| 4 | 資本金又は出資の額 | |
| 5 | 常時使用する従業員の数 | |
| 6 | 主たる業種 | |

2 計画期間

年 月 ～ 年 月

3 現状認識

| |
|----------|
| ①自社の事業概要 |
| ②自社の経営状況 |

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

| |
|-----------|
| ①具体的な取組内容 |
| ②将来の展望 |

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

| 現状 (A) | 計画終了時の目標 (B) | 伸び率 (B - A) / A |
|-----------|-----------------|--------------------|
| 千円 | 千円 | % |

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

| | 設備名／型式 | 導入時期 | 所在地 |
|---|--------|------|-----|
| 1 | | 年 月 | |
| 2 | | 年 月 | |
| 3 | | 年 月 | |
| 4 | | 年 月 | |
| 5 | | 年 月 | |

| | 設備等の種類 | 単価 (千円) | 数量 | 金額 (千円) | 証明書等の 文書番号 |
|---|--------|------------|----|------------|---------------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |

| | 設備等の種類 | 数量 | 金額 (千円) |
|---------------|--------|----|---------|
| 設備等の種類別 小計 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | | |

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

| 使途・用途 | 資金調達方法 | 金額 (千円) |
|-------|--------|---------|
| | | |
| | | |
| | | |

様式第六（第5条関係）

変更後の先端設備等に係る誓約書

年 月 日

殿

住 所 〒

名 称 及 び

代表者の氏名

⑩

経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第5条第4項の規定に基づき、別紙の設備のうち先端設備等導入計画の変更により追加したものについては、同規則第1条第2項に規定する要件を該当することを誓約します。また、当該要件に該当することを証する書類として別添のとおり提出します。

別 紙

<様式第五（第5条関係）別紙>

4 先端設備等導入の内容

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

| | 設備名／型式 | 導入時期 | 所在地 |
|---|--------|------|-----|
| 1 | | 年 月 | |
| 2 | | 年 月 | |
| 3 | | 年 月 | |
| 4 | | 年 月 | |
| 5 | | 年 月 | |

| | 設備等の種類 | 単価 (千円) | 数量 | 金額 (千円) | 証明書等の 文書番号 |
|---|--------|------------|----|------------|---------------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |

| | 設備等の種類 | 数量 | 金額 (千円) |
|---------------|--------|----|---------|
| 設備等の種類別 小計 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | | |

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。